

# 社会福祉法人 阿部睦会

## 定 款

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- イ 養護老人ホームの経営
- ロ 特別養護老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- イ 保育所の経営
- ロ 老人居宅介護等事業の経営
- ハ 老人デイサービスセンターの経営
- ニ 老人短期入所事業の経営
- ホ 老人介護支援センターの経営

#### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人阿部睦会という。

#### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

#### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を、神奈川県横須賀市衣笠栄町4丁目14番地に置く。

### 第二章 評議員

#### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員8名を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行う。

- 2 評議員選任委員会は、事務局員2名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦を行う場合には、社会福祉事業に熱意と見識を持ち、又は、学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛同し協力する者の中から選考し、理事会の決議を得て評議員選任委員会に推薦し、当該者が評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。又、解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 評議員選任委員会に委員長を置き、委員長はその都度委員の互選で定める。
- 7 会長は、評議員選任委員会において選任された評議員に対し委嘱状を交付する。

#### (評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

#### (評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

#### (構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

第一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、これに記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、会長となる。
  - 3 理事のうち1名を常務理事とし、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 4 第二項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、第三項の常務理事をもって同法第四五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一七条 役員は、任期満了直前の理事会で、社会福祉事業に熱意と見識を持ち、又は、学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛同し協力する者の中から、次期役員となるべき候補者を選考し、評議員会に推薦する。

- 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 会長は、評議員会において選任された理事及び監事に対し委嘱状を交付する。

(役員資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 会長は、理事会において選任された施設長等に対し委嘱状を交付する。
- 4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

(顧問)

第二五条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

## 第五章 理事会

(構成)

第二六条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

(権限)

第二七条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二八条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二九条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三〇条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

- 2 基本財産は、別表第1（土地）及び別表第2（建物）に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三九条に掲げる公益を目的とする事業及び第四一条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない

い。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。（協調融資に係る担保に限る。）

#### （資産の管理）

第三三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### （事業計画及び収支予算）

第三四条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始前に会長において編成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第三五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度が終了後、会長において次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三九条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センター事業
- (3) 配食サービス事業
- (4) 診療所の事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。
- 3 第一項に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第四〇条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第四一条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産の賃貸事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。
- 3 第一項に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。



(収益の処分)

第四二条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(保有する株式に関わる議決権の行使)

第四三条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)にかかる議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の三分の二以上の承認を要する。

## 第九章 解散

(解散)

第四四条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四五条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第一〇章 定款の変更

(定款の変更)

第四六条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神奈川県知事の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

## 第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四七条 この法人の公告は、社会福祉法人阿部睦会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四八条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

1 昭和27年4月16日厚生省神社第70号認可

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、任期は1年とする。
- |    |        |
|----|--------|
| 理事 | 阿部 倉吉  |
| 理事 | 黒川 フジ  |
| 理事 | 佐藤 恭次  |
| 理事 | 瀬田 良市  |
| 理事 | 洲崎 敬三  |
| 監事 | 大浜 乙吉  |
| 監事 | 深沢 督太郎 |
- 1 改正 昭和35年2月10日（厚生省神社第28号）
- 1 改正 昭和39年3月25日（厚生省収第390号）
- 1 改正 昭和45年7月1日（厚生省社第432号）
- 1 改正 昭和49年3月19日（厚生省社第222号）
- 1 改正 昭和53年3月28日（社会福祉事業法第41条第1項による届出）
- 1 改正 昭和58年12月5日（厚生省社第841号）
- 1 改正 昭和59年6月25日（社会福祉事業法第41条第1項による届出）
- 1 改正 昭和60年5月27日（社会福祉事業法第41条第1項による届出）
- 1 改正 昭和61年1月14日（厚生省社第28号）
- 1 改正 昭和61年6月18日（社会福祉事業法第41条第1項による届出）
- 1 改正 昭和63年8月9日（神奈川県指令老福第115号定款一部変更認可）
- 1 改正 平成2年7月21日（神奈川県指令老福第99号定款一部変更認可）
- 1 改正 平成2年12月26日（社会福祉事業法第41条第1項による届出）
- 1 改正 平成3年7月25日（社会福祉事業法第41条第1項による届出）
- 1 改正 平成4年9月4日（神奈川県指令老福第94号定款一部変更認可）
- 1 改正 平成6年5月2日（神奈川県指令高施第15号定款一部変更認可）
- 1 改正 平成8年9月9日（社会福祉事業法第41条第1項による届出・特養C棟増築）
- 1 改正 平成9年5月22日（神奈川県指令高第88号認可）
- 基本財産の減
- 1 改正 平成11年2月19日（神奈川県指令高第356号認可）
1. 事業目的の追加（在宅支援センターを加える）
  2. 定款準則改正に伴う条文整理
- 1 改正 平成11年11月24日（神奈川県指令高第272号認可）
1. 定款準則改正に伴う条文整理
  2. 公益事業の章を設ける（居宅支援事業の開始）
- 1 改正 平成12年9月14日（神奈川県指令福祉第212号認可）
- 基本財産の減
- 1 改正 平成13年4月27日（神奈川県指令福推第91号）
- 基本財産処分承認
- 1 改正 平成14年7月26日（神奈川県指令福推第291号）
- ① 理事定数変更（10名～7名）
  - ② 評議員会設置
  - ③ 収益事業開始

- 1 改正 平成16年2月27日（神奈川県指令福推第605号認可）
  1. 第1条（目的）第1種社会福祉事業に特別養護老人ホーム横浜能見台ホームを加える
  2. 20条（基本財産の処分）「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改正
  3. 第31条（収益の処分）及び第36条（公告の方法）を定款準則変更による条文整理
- 1 改正 平成17年5月30日（定款準則改正による）  
第3条、第9条、第15条第2項、第19条別表、第20条、第28条、第29条
- 1 改正 平成19年3月13日  
第1条（目的）実施事業の訂正及び表示法の変更  
第28条（種別）実施事業の細分表示
- 1 改正 平成22年4月20日  
第7条（役員を選任等）  
第21条（資産の管理）第3項追加  
第24条（決算）  
第29条（収益が出た場合の処分）  
第35条（定款の変更）  
第36条（公告の方法）
- 1 改正 平成27年10月16日  
第28条（種別）実施事業の細分表示の追加
- 1 改正 この定款は平成29年4月1日から施行する。
- 1 改正 この定款は平成30年5月29日から施行する。  
第15条（議事録）ほか
- 1 改正 この定款は令和2年5月27日から施行する。  
第30条（議事録）ほか

## 基 本 財 産

別表第1 (土地)

順次	地 目	所 在 地	面 積 (㎡)		用 途
1	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-1	92	15	共楽荘用地
2	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-2	129	64	共楽荘用地
3	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-3	244	61	共楽荘用地
4	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-5	245	56	共楽荘用地
5	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-13-1	189	08	共楽荘用地
6	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-13-2	1217	78	共楽荘用地
7	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-4	307	43	共楽荘用地
8	山 林	横須賀市衣笠栄町 4-4-3	180		共楽荘用地
9	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-10	4	07	共楽荘用地
10	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-12	16	43	共楽荘用地
11	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-13-4	12	36	共楽荘用地
12	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-13-6	112	46	共楽荘用地
13	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-14-7	4	05	共楽荘用地
14	山 林	横須賀市衣笠栄町 4-16-5	88		共楽荘用地
15	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-16-3	102		共楽荘用地
16	畑	横須賀市衣笠栄町 4-9-5	256	22	共楽荘用地
17	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-17-5	261		共楽荘用地
18	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-14	58	55	共楽荘用地
19	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-10-15	191	62	共楽荘用地
20	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-14-10	59	47	共楽荘用地
21	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-4-172	47	45	共楽荘用地
22	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-14-4	254	54	共楽荘用地
23	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-14-5	905	78	共楽荘用地
24	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-17-3	4581	81	共楽荘用地
25	山 林	横須賀市衣笠栄町 4-17-4	297		共楽荘用地
26	宅 地	三浦市初声町下宮田 1846	2862	80	美山ホーム
27	山 林	三浦市初声町下宮田 1877	1864		美山ホーム
28	山 林	三浦市初声町下宮田 1848	284		美山ホーム
29	山 林	三浦市初声町下宮田 1840	280		美山ホーム
30	山 林	三浦市初声町下宮田 1847	208		美山ホーム
31	宅 地	横須賀市桜ヶ丘 1-35-164	954	77	日の出保育園
合 計			16,312.63		

## 借 地

順次	地 目	所 在 地	面 積 (㎡)	用 途
3 2	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-9-2	188 42	大 明 寺
3 3	宅 地	横須賀市衣笠栄町 4-14-6	636 16	長沢金次郎
合 計			824.58	

別表第2 (建 物)

順次	所在地	家屋番号	用途	床面積 (㎡)
1	横須賀市衣笠栄町4丁目14番地5、同番地4、同番地9、同番地10、10番地15、13番地2、16番地3、17番地3	14番5	共楽荘老人ホーム (養護棟)	3,090.83
2	横須賀市衣笠栄町4丁目13番地2外	13番2-2	共楽荘老人ホーム (特養C棟)	3,062.70
3	横須賀市衣笠栄町4-10-3外	10-3	共楽荘老人ホーム (特養A棟)	884.51
4	横須賀市衣笠栄町4-10-4外	10-4	共楽荘老人ホーム (特養B棟)	1,798.85
5	横須賀市衣笠栄町4-10-5	10-5-2	共楽荘ワークルーム作業室	126.00
6	横須賀市衣笠栄町4-9-2	9-2	共楽荘デイケアセンター	1,271.46
7	三浦市初声町下宮田1846	1846番の1	美山特養ホーム	1,647.14
8	三浦市初声町下宮田1846	1846番の2	(既存棟) 美山特養ホーム	1,002.74
9	三浦市初声町下宮田1846	1846番の3	(既存棟) 美山特養ホーム (増築)	2,792.64
10	横須賀市桜ヶ丘1-35-164	35-164	日の出保育園園舎	681.75
11	横浜市金沢区能見台東88番地80、86番地32、86番地9、86番地1、86番地31	能見台東88番地80の301	横浜能見台ホーム	3,310.44
合 計				19,669.06